

## 裁判員経験者意見交換会議事録

**司会者**：それでは意見交換会を始めたいと思います。

まず私は本日司会を務めさせていただきます 13 刑事部の石井と申します。  
よろしくお願いいたします。

本日の進行なんですが、まず御参加いただいております裁判官、検察官、弁護士  
の法曹三者のほうから自己紹介させていただきます。それから、具体的な  
意見交換会に移らせていただくわけですが、初めに、裁判員裁判御経験された  
感想を一言ずつ承りまして、それから具体的なそれぞれのテーマに沿ったお話  
をお伺いをしたいと考えています。

そのテーマというのは、本日お越しいただいた裁判員の方皆様、強盗致傷と  
いう事件について御参加をいただきました。その強盗致傷というのは恐らく裁  
判員裁判の中で一番件数の多い事件かと思えます。そうした種類の事件で例え  
ば審理においてはこういったところが工夫されるとよりわかりやすくなるの  
か、また評議においてはどういう点に留意するとより充実した評議ができるか、  
こういった点について御意見を承りたいと思います。

それから、最後に守秘義務について御感想、御意見を伺いまして、それで意  
見交換会の締めと、こんな手順でまいりますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、法曹三者の参加者から自己紹介いただきたいと思えます。

**大口検察官**：大阪地方検察庁の検察官の大口と申します。私が検察官となりまし  
て16年目ということで、裁判員裁判は奈良地検で以前勤務しておりましたと  
きに経験しておりました。この4月からまた大阪地方裁判所で裁判員裁判をや  
っておるということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**坪井裁判官**：大阪地裁の第14刑事部というところにおります裁判官の坪井と申  
します。司会者の石井裁判官のお隣の部でいつもお仕事させていただいており  
ます。私は裁判官になりましてから20数年目ということになりますけれども、  
こちらの大阪にまいりましてから実は裁判員裁判のほうはやっておりませんで

したんですけれども、前の前任の滋賀県のほうでございましたときに、裁判員裁判18件ほどやっておりました。私が初めて経験いたしました裁判員裁判も実は今日と同じ強盗致傷で、5人組の事件だったんですけれども、5人全員が外国人で、しかもほかの府県での事件も多く、もう自分自身が頭がこんがらがってしまうような経験があります。強盗致傷の事件は、そういうふうに関係者が多いとか、事件数が多いとかいうそういうことがどうしてもありがちなんですけれども、そういった事件、どういうふうに審理評議すればわかりやすいかなというあたりのことを皆さんからもしヒントとかお伺いできれば非常に幸いです。よろしく願いいたします。

**野澤弁護士：**大阪弁護士会の裁判員制度本部に所属しております弁護士の野澤と申します。私は経験値は浅いんですけれども、今5年目です。今回強盗致傷ということで、強盗致傷の経験が裁判員裁判で5件やってまして、今も継続中の案件を含めて5件あります。弁護人のプレゼンテーションがわかりにくいということがよく言われているので、そこに関してはかなり辛らつな御意見でも結構ですので、思ったことは遠慮なく話していただければありがたいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**司会者：**ありがとうございました。

それでは、本日お忙しい中、また暑い中お集まりいただきました裁判員経験者の方に、改めてお礼を申し上げますとともに、一言ずつ御感想をいただければと思います。まず、1番の方からお願いできますでしょうか。

**裁判員経験者1：**選任手続に呼ばれたときはちょっとびっくりして、自分がまさか当たらないだろうというふうに思ってて、でも当たったらふだんできる経験じゃないので、一生懸命やりたいなと思って、手続に行ったら本当に選ばれてしまって、5日間だったんですけど、予想していたよりもすごく大変で、周りの方とか、裁判官の方にすごく親切にいろいろ教えていただいて、5日間終えて結論を出せたことがすごく自分の中ではいい経験になって、今でも参加できてよかったなと思っております。

**司会者：**2番の方よろしくお願ひいたします。

**裁判員経験者2：**私も1番の方と同じ経験というか、同じ感想を持ってたんですけど、僕の場合はやっぱり裁判員裁判を経験したあとに、ニュースの見方が随分変わりました。それまではただ漫然と見ていたものがこういう形で裁判員裁判になってるのかという法廷の写真とかを見ても実感が湧いてきたので、やっぱりこういうことは一人でも多くの方が参加されたほうがいいのかなというふうに僕は思います。

**司会者：**それでは3番の方よろしくお願ひします。

**裁判員経験者3：**私も二人の方と同じような気持ちで、当たってびっくりしたんですけども、こういう大変なことって大体何日も前からわかっててってということが突然、当たる可能性もあったけれどもまあ当たらないだろうと思いつつ行って、その午後からだったので、考える時間がないほうがよかったのかもしれないですけど、その後私も4日間、皆さん裁判官さんがすごく話しやすい雰囲気を出してくれて、いろんなことを教えていただいて、みんなと話し合っ、何とか終わってよかったと思ってます。いい経験ができたと思いました。

**司会者：**4番の方お願ひします。

**裁判員経験者4：**えっとですね、裁判員に選ばれるとは思ってなかったし、選ばれたら選ばれたでちょっと今回自分の場合は日数がちょっと長くて、自分の状態も周りの助けもあって何とかちょっと長いんですけど7日だったんで、何とかやりきったんですけど、自分がかかわった事件が罪の重さのほうを決める事件だったので難しかったなというのはありますね。

**司会者：**ありがとうございました。

それでは順番にまず審理についての御意見を承ってまいりたいと思います。審理の初めには、冒頭陳述といって、その事件がどんな事件でどういうことをこれから検察官、弁護人が立証するのかというのを初めにプレゼンテーション、お話をするという機会がございます。このところはいわばつかみの部分なので、検察官、弁護人ともにそれぞれ工夫を凝らして御説明をされてるところか

と思いますが、それでは検察官のほうから特にこういう点はお聞きしたいとか、こういう点について御意見を受けとめたい、というような点があればお聞かせをいただけますでしょうか。

**大口検察官：**今回、題材にあがった事件の中では例えば4番さんの事件とかですと大変件数が多かったと思うんですね。私どもも冒頭陳述のほうでは、各事件に区別がつくように色をわけてみたりとか、人型で色をつけてみたりしてるんですが、そういったのがわかりやすかったか理解できたのかどうかという点ですね。

あと、2番の事件ですといわゆる区分審理といいまして、裁判員の皆さんに御審理いただいたのは2件だけなんですけど、そのほかにたくさんの事件があつてそれはもう裁判官だけで裁判をしていたという事件があつたんですけど、そこらへんのところはちゃんと区別がきちんかついたのかどうかといったところをちょっと聞いてみたいと思ってます。

**司会者：**それでは、今回御出席の中で、多分一番事件数が多かったと思われる4番の方にまずそこら辺の事件の区別、登場人物、そこら辺が混乱しなかったのか、御意見、御感想いただければと思います。

**裁判員経験者4：**確かに事件多くて、色分けとかも区別はつけれるようにはしてくれてたんですけど、やっぱりこれだけ事件数が多いと、被告人に質問するときなどに、この事件やった、この事件やった、この事件のこの時点の話で、次はこの時点のこの事件の話でって聞いているうちに、話の内容がこんがらがって、あとでみんなで集まって確認するという作業、確かにありましたね。あとは、確かに事件が多いし、登場人物も多いし、時間も結構かかったしというのはあるんで、工夫というかあればよかったんですけどね、確かに。もうちょい話す時間があってもいいかなと思ったんですけど、日程の関係上も難しかったのかなというのはありますね。

**大口検察官：**こんがらがってしまったときに、もう一回この冒頭陳述メモを見て整理に役立ったとかそんな点はありましたでしょうか。

**裁判員経験者 4**：まあ確かに、一応聞いて、メモったりもするんですけど、自分が相手側に被告人に聞いた時点で、その被告人の理解がちゃんとあってるのかという保証がないんで、ちょっと難しいですね。時間が結構たってるんで、被告人にとっても、何度も聞かれてはいるだろうけど、やっぱり数年たってるもんやからどこまで正しいんか、一致するか、してないかとかいうのもあるんで、難しいというのはありますけどね。

**司会者**：ありがとうございました。

今の事件は要するにたくさんの事件を全部裁判員裁判の中でやろうという事件だったと思います。それに対して2番の方が参加された事件は事件自体はたくさんあるんだけど、そのうちの大半の事件が裁判官だけで区分審理を行って、裁判員裁判では、対象事件だけを実質的に審理して、最後に量刑で全部セットにして、審理をする、評議をするという事件だったかと思います。逆の意味で困惑というか、戸惑いみたいなものがあったのかどうか、その点はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：他の方はわかりませんが、僕の個人的な印象としては特にそういう大きな混乱はなかったと思います。対象になった2件は被害者の性別が違いまして、発生した場所も違いましたので、その点は区分けがつきやすかったということがあったと思います。

例えば、区分審理してる事件は類似という言い方はしていいかわからないですけど、強盗になるちょっと手前でとどまったという感じだったので、その被害もあったんですが、比較的わかりやすい内容の事件であったということから、大きな混乱にはならなかったというふうに考えています。

だからそれから考えると当方としては僕らの裁判で捕らえたことはよかったというふうに考えてます。以上です。

**司会者**：ありがとうございました。逆に件数、1番の方と3番の方が参加された事件は事件数としてはそんなには多くなかったように思います。この件でそれぞれの冒頭陳述でお気づきの点、御感想等あれば順番にお伺いをしていきたい

と思います。

まず1番の方どうだったでしょう。

**裁判員経験者1**：事件数は少なかったかなと思うんですけど、それにこう関連する事件は割と昔に起こした事件であったりとかが多かったのと、今もその違う事件で刑務所のほうに入ってそれを前提にあってそのことも考慮しながら量刑を決めないといけないということとかあったので、そういう点ではあんまりそういうことを考えることはないというか、テレビで見ることもないですし、だからちょっとその辺がよく理解するまで、最終日まで皆さんかかって、分からへん、分からへんってなっている感じだったので、ちょっとその詳しく説明はしていただいたんですけど、その辺が難しかったかなというのはあります。

**坪井裁判官**：少し、御確認させていただいてよろしいでしょうか。今のお話ですと、これ審理したのは2件だけですけれども、もう既にこの被告人は別の件で判決を受けて、服役してた、そういう別の件があったわけなんですか。

**裁判員経験者1**：はい。

**坪井裁判官**：そうするとそれはあとでこの強盗のほうが発覚したのか、服役、それとも別件で判決、別件で審理を受けるときももうわかってただけけれども、あえてその別々に審理しましょうということで作られたのかというあたりのことは裁判官からは何か御説明ありましたですか。

**裁判員経験者1**：その辺は詳しく説明していただいたと思うんですけど、先に発覚、その時系列で言ったら多分服役している事件のあとだったのかもわからないんですけど、先に発覚してとか、そういうことで、私が担当した裁判のときはどうしてもその間に合わなかったというか一緒にできずに別々にしてっていうことだった、その辺がちょっと難しかったです。

**坪井裁判官**：どうもありがとうございました。

**司会者**：それから3番の方の事件の場合は、これはちょっと弁護人が工夫されてたんですかね。何というか、フリップ風というか、パネル風というか、そういうものを用いて、冒頭陳述などをされてたようです。そこら辺の効果、どの程

度あったのか、その点を踏まえて、含めてお聞かせいただければ。

**裁判員経験者3**：ふだんどのような裁判をされているかわからないので、私たちはああいう形でしか見たことないですけれども、まず、検察側の資料はすごく見やすかったんです。先にこちらを見ていて、次に弁護人の方の分がどうも何が言いたいのかわからない感じで、もう事件のしたことは被告人は認めて、一部について争いがあったということもあって、被告人の今までの人生で不幸があってということを経験的に訴える感じですけど、それはやはり事件を起こしたので、それを同情ばかりで来られても、多分みんなおなじように、そんな心には響かなかったかなという感じでした。

**野澤弁護士**：今の3番さんのお話だと、弁護人が言いたいことはわかるけれども、同情できなかったということなのか、それともそもそも何が言いたいのかが、弁護人が何を言おうとしているのか、主張の内容がわからなかったのか、今のお話だと前者のように聞こえたんですが、言うてることはわかるけれども、そもそもこの人で同情ひこうというのも難しいんじゃないかという内容なんですかね。

あと、資料の話になるんですが、画像として出てきたものなのか、それとも紙か何かでこれを示されたものなのか、そのどちらですかね。

**裁判員経験者3**：画像で一枚ずつわあっと出てきて、次またわあっと出てきて、最初のだからちょっと資料あるんですけど、もがき苦しんだとか、まずここで何のことだろうという感じと、結局は同情、だからかわいそうなんだということを経験的に伝えたいんだろうなというのは最後には思いましたけども、でもそれはちょっと同情というのは、するような内容ではないかなと思いました。

**司会者**：司会のほうから若干補足をさせていただきますと、パネル、フリップみたいな形で、ただ中身は字なんですよね。比較的大きめの字で弁護人の言いたいのことがぱっ、ぱっと出てくる、そんなようなものを画面に大きな画面に映しながら、パワーポイントで冒頭陳述をされていたようです。

その方法はともかく、中身がちょっと情緒的だったとか、そんなような感じ

なんですかね。

この機会に、弁護士のほうからそのほかの方にもこういう点はというような御質問があればお伺いをしたいと思います。

**野澤弁護士：**それでしたら、弁護士のほうとしては3番の方には今聞きたかったことは聞けたのでいいんですけれども、2点ありまして、1点はそもそも1番の方の場合は冒頭陳述メモというようなメモを渡されて、その上で話をしているようなものなのかなと思ってんですが、こういったメモというのはあったほうがいいのか、なくてもいいよというようなことになるのか、それがわかりやすいかどうかも含めてですね、お話をお伺いしたいなというのと、あと、2番さんに言いますと、恐らく事件の内容を再度一から弁護人のほうから話をしているのかなと思うんですけども、ちょっと繰り返し過ぎじゃないかというような印象はもたれなかったかどうか、わかりやすかったかどうかも含めてお話いただければと思います。

4番さんのほうは似たような話になるんですが、多数の事件の中で弁護人がどこの話をしているかというのはわかったのかどうかですね。それをお聞きしたいなと思います。

**司会者：**それではまず1番の方から、メモの有用性、役にたったのかどうか。その点について御感想をいただければと思います。

**裁判員経験者1：**メモはつくっていただいたほうがいいのかと思うんですが、ちょっとそういうものなのかもしれないんですけども、検察官の方の冒頭陳述メモに比べると弁護人の方のメモがすごく簡素というか、シンプルに書いていらっしゃる。ちょっとここに書き込んでいくような感じになったのかなというのがあったので、もうちょっと詳しく書いていただけたほうがよかったのかなとは個人的には思いました。以上です。

**司会者：**それでは続きまして2番の方からは煩瑣、繰り返しという印象を受けなかったのか、その点はいかがでしょう。

**裁判員経験者2：**陳述メモはあったほうがいいのかと思います。実際の法廷で特に弁

護人の方が同じことを繰り返したという印象は持っていないんですけども、確か強盗致傷になるかどうかという問題があったので、そのあたりの説明はやはりどこで線を引いていけるのかなというのが初めわからなくて、何回か控室に戻ってきて、説明を受けているうちに、こういうところが争点なんだよということを教えていただいてわかってきたということ。そういう感じ。ですから、最初に強盗致傷とは一体どこからが強盗致傷になって、どこまで強盗致傷にならないのかという線引きは、最初の段階では裁判員には十分わからなかったのではないかな。僕、個人はそうだったのでそういう印象を持ちました。以上です。

**大口検察官：**今2番さんがおっしゃられたところに関しては検察官の冒頭陳述をやっぱり聞いててもあんまりわからなかったところになりますかね。検察官の冒頭メモには一応争点について言及がなされておったんですが、そこがちょっとよくわからなかったという感じでありますかね。

**裁判員経験者2：**言葉としては、例えば被害者が抵抗できなくなるようにするという言葉はまあわかるんですが、そしたらそれが一体どういうことをしたことによってその状態になるのか、被害者が一体どのような姿になって、結局抵抗できなくなったのかということについては、やはり両方説明を聞いてみないと、わからないということですね。ですから、最初の言葉の定義だけを言われてみても、例えばそのひたくりでかなり引きずられている人であっても、どうもひたくりで処理されてると。何メートルも引きずられてこれどうなんかなというのがありますけど。例えばそのたたくとか、そういうことがあって、抵抗できないようになったということの意味が最初はちゃんとよくわからなかったということなんですけどね。抵抗できなくなったとこまで、例えばたたいたとか、あるいは抑えたとか、そのところまで行かなければ強盗にはならないという意味が初めにピンとこなかった。

**坪井裁判官：**今非常に興味深いお話をお伺いしたんですけども、強盗になるかどうかというのは、実はちょっと難しい法律概念ということになっておりまし

て、こういうものをどんなふうに御説明すれば、裁判員の皆さんにわかりやすいかなというのは、私ども裁判官の中でも非常に頭を痛めている問題でございます。今のお話ですと、検察官、弁護士、それぞれの冒頭陳述の段階ではなかなかまだ、言葉、こういう言葉を使うんだっていうのはわかって、その中身がどういうことなのかということとはわかりにくかったということなんです。が、この御説明は結局評議室の中で裁判官から説明を聞いておわかりになられたということになりましょうか。

**裁判員経験者 2**：例えばたたいたときに、被害者がひるんでしまったというか、力が抜けてしまった。そのことによって例えば物が奪われた。それで強盗になったという話なんですけど、弁護人の主張は最初からそういう相手がひるむとこまでたたくつもりはなかったんだという主張なんで、そうなってくるといわゆる犯意がどこで発生したかというところの問題に最後なってくるんで、そのあたりの理解ができるまでにはやはり少し時間がかかったと思います。ですから、最後にはそれは強盗だったんだという結論にはなったんですが、その弁護人の主張が最初はそのつもりじゃなかったというふうに言われても、それが一体どういう意味を持つのかということについて、初めは理解ができなかったという感じですね。

**坪井裁判官**：そのあたりは裁判官が責任を持って皆さんにおわかりになるようになっていうことで、説明しないといけない責任というのがあるんですけども、さあどこで説明をするのが一番いいのか、冒頭陳述の前がいいのか、冒頭陳述が終わって証拠調べが始まりますよというところがいいのか。それとも、証拠調べが大体ちょっと一段落して、一番肝心の証拠が出てきたそのあたりがいいのか、最終評議に入るときがいいのかというのはちょっと悩む問題ではあるんですけども、御経験になられた感じではどこがよいというふうにお感じになりましたですか。

**裁判員経験者 2**：僕の場合は最初の段階で裁判官の方が御説明されましたので、そのほうがよかったと思います。最初に強盗というのはこういう罪なんだよと

いう説明があったんですが。

**坪井裁判官**：冒頭陳述の前ですか。

**裁判員経験者 2**：そうですね。この罪については、あっ、冒頭陳述の後かもしれないですけど。最初に証拠に基づいてそういうことをしますと。多分、冒頭陳述の後だったと思うんですが、強盗というのはこういう罪なのだと、そこで説明があったというふうに記憶しています。

**司会者**：ありがとうございます。司会者のほうから若干補足をさせていただきますと、2番さんの事件では、暴行はあったんだけど、程度が比較的弱くて、だから強盗罪でいう、これまた難しい用語になるんですけど、被害者の反抗を抑圧するに足るほどの暴行ではなかったという弁護人の主張があって、そこが争点になっていた。そこはそういう背景の事件であります。

それでは、4番の方から、たくさんあってまぎらわしくなかったか、という点について御感想があれば。特に弁護士さんの説明はどうだったかという点はいかがでしょう。

**裁判員経験者 4**：多分最初に言ってた話でいいですね。

一応これ第1から第9って書いてあったんですけど、被告人が言うにはこれ以外にもやっているという話でしたので、被告人にこの第1の事件とか聞いてもわかんなかったもので、犯行場所であったり、出てきた人物、そこしか出ていない人物の名前を指している話をしていたんで、多分こだけ事件が多いのであれば、犯行場所か、何か特徴的なものを挙げて、聞いてあげるとか、できるのであれば聞いている話はこれなんですよというのを被告人に教えてあげるといのは必要ではないかなとは思いましたね。

**司会者**：検察官、弁護人が冒頭陳述をして、こういう事件について審理をしますよといういわばプレゼンテーションを行った後に、いよいよ具体的な証拠調べを行うこととなります。証拠には大きくわけて、書面を読み上げるという形の証拠調べと、それから具体的に人をお呼びし、あるいは被告人からお話を伺うという手続と、二通りございます。

この証拠調べの工夫というのは、裁判員制度が施行されてから4年たつわけですが、今なお私ども法律専門家にとっては非常に大きな課題でございます。どのようにすればわかりやすい立証ができるのか、こういう点でございます。この点につきましては例えばそれぞれの証拠調べで、恐らく3番の方の参加された事件では被害者の方が直接法廷にこられてお話を伺ったとこういうふうに承っておりますが、そのほかの方については基本的には書面で調べた上で被告人からお話を伺うというような手続であったかと思えます。そこで、まず書面が中心となっております1番、2番、それから4番の方から証拠調べについて、御感想、御意見などがあれば聞かせていただきたいと思えます。まずは1番の方からお願いします。

**裁判員経験者1**：証拠調べのときはすごく時間が長くて、ちょっと聞いているうちに疲れてきてしまったんですけど、被害者の方がこの裁判のときには来られてなくて、被害者の方の手紙というか、今の思いみたいなものを検察官の方が読まれたんですけど、ちょっと感情が入るといって、その方の思う感情で読まれたので、聞いているほうとしては、被害受けてはるので当たり前なんですけど、物すごくかわいそうな感じに聞こえてしまって、途中で裁判官の方が感情を入れずに読んでくださいということと言われて、それでちょっとそっちに気持ちを過度に持っていかれることなく、後は聞けたんですけども、ちょっとそういうのがあったので、被害者の方がこられてないときのその人の思いを代弁されるというようなときにちょっと冷静な判断ができるのかなというのは思いました。

**司会者**：ありがとうございます。2番の方いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：僕の場合は被害者の話の内容と被告の話の内容にきちっとかみ合うところがなかった部分があったんで、それはかばんをとったときに、どういうところでかばんがとれたのかという一つの事件なんですけども、最終的な詰めまでは至らなかった。最終的にかばんをとったわけですから、そのことを最後事実として認定をしたということで、有罪判断もしているわけですけど

も、そこに至るまでの細部についてはやっぱり証拠でどれが事実かというところを判断するには至らなかったというのが今回はありました。でも、最初にかばんがとられたのでという話なので、このあたりもし詰めるとすれば何か方法があるのかなとは思ったんですが、結局はここで話が終わってしまったというのが。そのぐらいですね。

**司会者：**それでは、4番の方、いかがでしょうか。これも多数の事件の相当いろんな書面を聞いたと思うんですが、御感想をいただければと思います。

**裁判員経験者4：**こんだけ件数も多いし、共犯の方もいらっしゃいますし、被害者は単独の場合もあり、複数の場合もあるんですけど、それで共犯とか、被害者とか、被告人が言ってること、それが自分全部聞いて、一致していることは全部認めようかなというような、ありますよね。あと、今回自分がかかわった事件の中でもビデオで残ってるものとか、被害結果という、被害者のけがしたとかそういったものもあったので、そういったものも踏まえて考えさせてもらいました。

**司会者：**ありがとうございます。3番の方の場合には被害者への暴行の具体的な内容が争いになったんですかね。そんな関係もあって、被害者の方に法廷にお越しをいただいて、お話を伺ったという手続があったと思います。そうした点も踏まえてお話をお聞かせいただければありがたいと思います。

**裁判員経験者3：**最初に被害者の方に検察側から資料に基づいた流れで質問されて、スムーズに答えられてたんですけど、次に、弁護人の方が代わって被害者の方に質問されてたのが、何か責められてる感じがすごくして、被害者の方が。被害を受けられた方なのに、そういう言われ方をするんだと思って、半年もたってるから、聞かれると絶対そら曖昧なところがあると思うんです。それは、自然なことだと思うんですけど、どうしてそう曖昧なんですかみたいなことを言われたり、はいかいいえで答えられる質問ですけど、やはり被害者の方もこういろいろ考えられて言葉でこう答えられるところも、はいかいいえで答えてください、のようなことを言われてたところとかがあり、そういう部分でもち

よっと、私からすると、弁護人の方の印象が悪かったというのが、すいません、ありました。

あと、最初の検察側の、万引きをした経緯とか追っていったるんですね。写真で。次、ここを通過して、こう通って、被害者の方はここから見ていたっていうのがいっぱいあったんですけど、それがちょっとすごく長くて、そこまでそれは必要だったんだろうかっていうのはちょっとありました。

**司会者：**ありがとうございました。司会者のほうから補足をいたしますと、3番の方の参加された事件はいわゆる事後強盗、万引きをした人がそのあと保安員の人に見つかり、その保安員の人に乱暴をはたらいて、けがを負わせたという事件でして、万引きの経過がどうも長かったと、こういうお話でございます。

証拠調べの関係で検察官、弁護人のほうからこの点について御質問があれば。

**大口検察官：**最初多分、裁判のとき裁判官から御説明を受けたと思うんですけども、検察官というのは立証責任を負っているということで、私どもが一番力をさいているのは証拠調べの段階で、ここでうまく証明できなければ無罪というふうになるんだよということ御説明聞かれたと思うんで、そこに心砕いているわけなんですけど、先ほどいろいろお話聞かせていただいて非常に参考になりました。それで、ちょっとそれに関して教えていただきたいのが、1番の方に、全体的に長かったということなのか、それとも、ここは長いよというのが、何かポイントみたいなのがあったのかどうかというのを、もしあれば教えていただきたいのが1点です。

後は、皆さん3番の方はちょっと除外されるかもしれませんが、供述調書の朗読というのがあったと思うんですけど、恐らく共犯者であるとか、被害者の方の供述調書の朗読があったと思うんですけど、あれも耳だけで聞いているほうがいいのか、あるいは例えばその文面なんかも目で追いながら聞きたいなという欲求がなかったかどうか、その点についてちょっとお聞かせ願えればと思います。

**司会者**：それではまず1番の方に長短のポイントみたいなものをお気づきであれば、その点お聞かせいただければと思います。

**裁判員経験者1**：全部覚えているわけじゃないんですけども、防犯カメラの映像を流して、音声を聞いてっていうところが特にちょっと長く感じて、ここからここまで流しますって、もう一回ここからここまで流しますみたいなのが多分あったと思うので、それを見ているうちに、ああしんどいなみたいなんはちょっと思っていました。

**大口検察官**：そこはあれですか。映像を見たけどちょっとやっぱり退屈さが解消されなかったんですか。そんな感じですか。耳だけで聞いているよりも何か映像があると目がいくのかなとも思ったんですけども、それでもなかったんですか。

**裁判員経験者1**：映像もまあ防犯カメラで夜でなんで、割と見にくいので、店の中の映像だったらまだいいんですけど、外の駐車場の映像とかになると、あんまりもう何かわからないというのもあったので、それがすごく長く感じたのと。

**司会者**：あと、朗読の点はいかがだったでしょうか。

**大口検察官**：ビデオを目で同時に見てみたいという欲求なんかはなかったんですか。

**裁判員経験者1**：そのときはそんなに思わなかったんですけど、さっき言ったことと重なるんですけど、やっぱり耳で聞いているだけだと、読まれる方の感情がこうあたりすると、やっぱりそっちに気持ちを持っていかれたりもあるので、自分の目でその文面を見たほうが、自分が冷静に判断できるのかなというのは今思えば思います。

**司会者**：後者の質問になりますが、2番の方。供述調書の朗読に加えて何か目の情報という部分が補助的にあったほうがよかったかどうかという点をお願いします。

**裁判員経験者2**：検察官のメモがありますので、このメモと整合する部分については特に供述の調書について別に必要かと言われるとそれほど必要には感じられなかったですね。以上です。

**司会者：**4番の方は、たくさん供述調書の朗読を聞かされたと思うんですけど、そのときにまあちょっと聞いているだけじゃなというような御感想をお持ちだったのかどうか、その点いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**何度も言うんですけど、事件も多いし、登場人物も多いしで、一応陳述メモにその経緯ポイントとなるようなものは確かに書いてあるんですけど、誰が言ったとか誰がやったとか、そういった話まではちょっと聞かないとはっきり、聞かないとちゃんと確認できない部分があると思うんですけど、自分であとずっと聞いているじゃないですか。ずっと聞いてて、聞いているうちに次の人によって変わったりしてたものもあるので、できれば自分としては資料としては多くなるであろうけど、文面的なものはあったほうがよかったかなと思いますね。ちょっと思い出すのにも便利ですし。

**司会者：**ありがとうございます。それでは先ほど証人に対する尋問が厳しかったという弁護士の立場から、証拠調べについて、その点に限るわけじゃありませんが御質問があれば。

**野澤弁護士：**それでしたら弁護士のほうから。辛らつな御意見どうもありがとうございます。聞かせていただきたいのは、弁護士が何でこんなに糾問口調になるんだというような違和感について、わかるけれどもきつくはないですか、という趣旨なのか、それとも、そもそも何でこんな質問するのかがわからないという部分からわからなかったのか、それは前者ということによるしかったですかね。

それと、はいかいいえで答えてくださいというのはかなりしつこくそういう話が出てきたということなのか、それとも最初の尋問の最初のほうにそういう話があったのか、それはどうだったのかという2点ですね。そこを聞きたいと思います。

**裁判員経験者3：**2つ目の質問の、はいかいいえは多分ちょっと今思い出したのが、「ここを持ったのですか。」みたいなことを聞かれて、ううんってこう悩まれてて、いやその時はどうかこうとかがってしゃべらないで、それはそうな

んですか、そうじゃないんですかみたいな感じで聞かれてて、まあ被害者の方もちょっと言い切れない、ちょっと曖昧、やっぱりちょっと記憶が曖昧なところもありますということで、だったんですけど、じゃあ全て曖昧なんですねっということを最終的にはそういうことを言いたかったのかなあとは思んですけど。あと、最初のきつい感じというのは、聞いてて、被害者の方もうちちょっと断言されたらいいんじゃないかなと私も思って聞いてたんですけど、そこはやはり真面目に答えられてて記憶を思い返しながらかえられてたので、ちょっと曖昧な答え方をされてるところをちょっときつめに質問された感じでした。言うてることがおかしいということはなく、言い方がちょっときついんじゃないかなと思いました。

**野澤弁護士：**すみません。重ねての質問で申しわけないんですが、ちょっとあったかどうか教えていただきたいんですが、被害者の方の記憶が正しいかどうかを確かめるために、昔の供述調書、例えば警察でこういうことを調べられましたねというような質問があったかどうかと、そこで、弁護人が何を聞こうとしているのかがわかったかどうか、ちょっと曖昧な質問になってしまいますけれども。例えば被害者の方が昔はこう言ってたのに、今と違うことを言ってるんじゃないですかということを聞いた、そういった場面というのはそもそもありましたか。

**裁判員経験者3：**そういう部分もあったかと思います。あと、被告の方も証拠の写真が出たら最初に言ってたことと、写真が出たらああじゃあこうですって変えられたりとかもあって、ちょっとすみません、そこら辺が私も聞いていて、ちょっとわからない。ついていけないというか、言ってはることと、最初捕まったときに言ってることと、被告の方も何か変わってみたいなんですけど、すみません。ちょっと曖昧です。

**司会者：**時間の関係でここで休憩を10分ほど入れさせていただきます。その後に被告人質問とそれから論告弁論、それから評議というふうにお話を進めてまいりたいと思います。ここで10分間の休憩をいたします。

( 休 憩 )

**司会者：**証拠調べの中で被告人から話を聞くという被告人質問が行われます。裁判員の方にも質問をする機会があって、恐らくは実際に質問された方もいらっしゃるのではないかと思います。被告人質問につきまして、弁護士の立場で御質問、御意見があれば、お尋ねしたいことがあればお話していただいて。いかがでしょうか。

**野澤弁護士：**そうですね。弁護士のほうからは、それぞれの事件に関して、一番少なくて40分ですかね。それ以外は60分以上の時間を被告人質問という形であてているかなとは思っています。この時間として、長過ぎないかどうかというのが1点と、あとは恐らく事件に至る経緯というものをかなり詳しく聞いているものが多いのかなとは思いますが、その中でそこまで長くなくていいんじゃないのというような意見はないのかどうかというようなことです。事件のあと、今どう考えているかだとか、これからどうしていきたいかという話に関して、何のために聞いているのかがわからないというような質問があったとすれば、それを教えていただければなと思います。

あともう1点ですね。ここの手元の資料には全然ないんですけども、被告人質問というのは、何かしらの資料を配付されたのかどうか。それと、何かを示しながらだとか、そういったものがあったのかどうか。もしそういったものがあればそれも教えていただければなと思います。よろしくお願いします。

**司会者：**それでは、今の点につきましては順番にお話を伺いたいと思います。1回の御質問の趣旨はこれは主としては弁護人からの被告人質問ということになるかと思うんですが、ちょっと長過ぎじゃないかと。あるいは何のために聞いているのかよくわからないといった質問があったのかどうか。後の1点は何か資料なり、資料のようなものが配付されて行われたのか。その点印象に残っている点などがあればお聞かせをいただきたいと思います。まず1番の方。

**裁判員経験者1：**時間が長いとかは特に私は感じなかったですけど、内容もメモとか特になかったと思うんですが、被告人の方も考え込んでしまうようなこと

もなく、割とスムーズに進んでいったので、証拠をずっと見ているときよりは集中して聞けたかなというのもあるので、特に長くは感じなかったです。

**司会者：**2番の方がいかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**僕も時間そのもの長いものではありませんでしたので、特に長くは感じませんでした。何か資料があったかどうかはちゃんとは記憶はしていません。時間に関するものがあったので、その関連が少しあったかもしれないですけど、被告人質問だけの資料は特になかったのではないかというふうに記憶しています。以上です。

**司会者：**3番の方は恐らくどんな暴行があったかということも被告人質問で弁護人から聞かれていたと思うんですが、その点を含めてお気づきの点があればお聞かせいただきたいと思います。

**裁判員経験者3：**この裁判の中で一番ここが重要というか、被告人の方の話が一番聞きたいところなので、特に長いとは思いませんでした。資料は私のほうは事案書があったような気がしますけど、ちょっとそこも曖昧です。以上です。

**司会者：**4番の方お願いいたします。

**裁判員経験者4：**時間に関してですけど、時間は十分であったと思います。やった内容でいうと、証拠調べとか聞いて陳述メモとか見て、それでわからないこと、起きてる事件が、路上で起きてるもんやから、被告人や共犯、被害者が言ってる説明と一応それでその確認ですね、のために使ったりしてましたね。そのどういうふうにどういった立ち位置やったんとか、なぜこういう行動を起こしたのかとかそういった話で使ってたというふうに記憶しています。以上です。

**司会者：**被告人質問について、検察官あるいは裁判官の立場で何かございますでしょうか。

**大口検察官：**被告人質問の場合はどちらかという検察官のほうで弁解をする被告人に対して問いただすような聞き方になることが多いと思うんですが、先ほどの3番の方の御感想のようなものをお持ちになったことはないかどうか。

それと、要するに追及をするための尋問なんですけど何を聞いているのか、何が聞きたいのかよくわからないというような場面がなかったかどうかを皆さんにお聞きしたいと思います。

**司会者：**それでは今度は検察官からの被告人質問について、糾問というか、問いただす厳しい質問みたいなのがなかったのか、それから質問の意図がよくわからないというものがなかったのか、御感想いただければと思います。一番の方お願いします。

**裁判員経験者 1：**問いただす感じはもう正直そのとおりあって、かなり厳しくこう聞かれてたので、やっぱり被告人の方もだんだん表情が変わってきて、途中でちょっともうそこまで言わんでもってというような揚げ足取ってる、悪い言い方ですけど、聞こえるようなときもあって、そういうもんなんやろうなとは思ってたんですけど、やっぱり、ちょっと聞いててもつらくなるような感じではありまして。

**大口検察官：**それはどういった場面というか、何のことについての質問だったかというのは何か覚えておられますか。

**裁判員経験者 1：**ちょっと、全部は覚えていないんですけど、私が、今、曖昧な記憶でもあるんですけど、やっぱり、最初から最後まで割りと攻める感じではあったかなというのは思います。

**司会者：**2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2：**僕が担当した分は、被告は大筋を認めているので、それ以上に検察側の方がさらにそれを追及するとかという場面はありませんでしたね。

ですから、最後の、先ほど言ったところについての意見はありますが、それは、例えば糾問というんですかね、そういう強い口調で問いただすというところにはならなかったというふうに記憶しています。

**司会者：**3番の方はいかがでしょうか。特に、検察官の主張と異なることを被告において言ってるわけですね、それについて先ほどの、証人に対する弁護人の立場とちょうど同じ立場で、厳しい、あるいは揚げ足を取りにいくといった質

問があったのかなかったのか、その点はいかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：揚げ足を取る感じはなくて、そんなにすごく追及してるという感じは、もうなかったです。

私が聞きたいなと思ったことも言っていたので感じだったので、特に悪い印象を受けた感じはなかったです。

**司会者**：4番の方、特に多数の事件で、その事件の特定について検察官のほうとうまく、この事件というのを思い起こさせるような工夫がなされていたかといったところも含めて、印象に残っている点があればお聞かせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：多少、気を使ってたような記憶はあるんですけどね、こっちが聞きたいことも大体聞いてくれてるし、被告人も大体認めてたんで問題はなかったですし、こっちが質問して、その補足質問をしてくれたんで助かったかなというのはありますね。

**司会者**：裁判官の立場から、証拠調べ全般について何か聞きたいというところはございませんか。

**坪井裁判官**：証人、それから被告人に対して、皆さんにも尋問とか質問する権利というのがあられるわけなんですけれども、これは皆さん、多分、裁判官のほうから皆さんも質問できますよというお話があったと思うんですが、それ聞いて、いや、もうそんなんようせんわというふうに思われたのか、それとも、いや、やってみたい、実際やってみてよかったっていうことなのか。

あるいは、やってみたかったんですけども、もう少し踏み切れなかった、ここが、あと評議のときになってからここ聞いとけばよかったな、ここ、裁判官のほうからもう一押ししてくれればよかったのにとか、というようなあたりのことがありましたら、ちょっとお伺いしてみたいと思うのですけれども。

あと、もう1点、1番さんの事件では、被害者の方を刃物で刺した事件で、被害者の方のおけがの写真とか、そういう証拠があったんじゃないかと思うのですけれども、例えば、そういったちょっとショッキングな証拠を見て、それ

がちょっとずきっと心にきたとか、そういうことがなかったかとかいうようなあたりのところをお伺いできればありがたいと思うんですが。

**司会者：**それでは、いつも順番、先になって申しわけないんですが、1番の方から、御自身が質問するということについて、どんな感想をお持ちだったのか。

また、証拠の中でちょっとショッキングなところがあったという御記憶があるか、その2点についてお話を伺えますでしょうか。

**裁判員経験者1：**質問はしたくないなというのは正直あって、席が被告人の方と向かい合ってる席なので、目を合わせてやっぱりしゃべらないといけないというのが、聞いているときに比べるとやっぱり負担が大きいというのがあったので、ちょっとなと思ったんですけど、聞きたいことをみんなまとめて聞きましょうっていうような流れが部屋全体であったので、それもあって、考えて聞いたんですけど、自分の質問がやっぱり、これから先のことみたいなことを聞いたので、それって曖昧というか、すごく事実に基づいたことでもないのに、やっぱり自分の質問内容が中途半端に終わってしまったなというのは、裁判官の方もフォローを入れてくれたんですけども、やっぱりすごく自分の中では不完全燃焼というか、聞きたいことが聞けたような聞けなかったようになっていう感じでした。

**司会者：**けがの写真とか、そういうのがありましたよね。

**裁判員経験者1：**けがの写真も出たんですけども、そこまで血が出ているとかいうわけでもなかったもので、そんなに、見てショックを受けるような写真ではなかったなと私は思います。

**司会者：**2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**質問に関しては、裁判官の方がそういう質問しはる雰囲気をつくってくださったので、質問したい人はしていいです、自分から質問しにくいなという場合は私に言ってもらえたら質問しますということをはっきり言ってくださったので、その点については非常によかったというふうに考えています。

裁判員としては、直接質問することで、本人と話ができるというか、どうい

う人なのかということがわかるので，そういう機会が設けられてることは非常にいいことだというふうに考えます。

以上です。

**司会者：**3番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**最後に量刑を決めないといけないので，やっぱり疑問に思ったことは，ちょっと被告人の方としゃべるのは，最初ちゅうちょしたんですけど，やっぱり聞きたいと思うことは聞かないと思って質問して，私は被告人の言っていることが信用性があるかどうかを聞きたくて，もしかしたら的を得てない質問やったかもしれないんですけども，でも，聞くと即答されて，逆に信用性が，被告人の方は記憶を思い返して，ううんって言っているんですけど，被告人は，あ，そうです，何か軽く即答してはったのが，印象的には，私は信用性が何か薄い気を感じて，そういうことで，それぞれ感じ方は違うんですけど，私はそういうために聞いた感じがありました。

あと，でも素人なので，あとで，えっと何だろうって思い返して，もう聞く時間はここしかなかったので，次の日に，3日目か4日目に，ほかの覚せい剤のことにに関してちょっと聞かないといけないことがあるから，もし，争いのある部分で聞きたい部分があったら聞いてもいいって言われたので質問できて，それはよかったと思います。

裁判員は，聞かないといけないことを全部この時間で思いつかないので，あとで思ったときには，もう，どうしたらいいのかなと思います。

**司会者：**4番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**質問は，確かにできることならばしたくなかったんですけど，やっぱり，判断を下す中の一人になってしまうんで，それだったらちゃんと聞けることは全部聞いて，判断を出してあげようという気にはなりましたね。

やっぱり，聞いてても，本当にこれでいいんだろうかという結果の中で出せましたっていう感じですかね。

その後の結果も聞いているんで，ちょっと，今どうなってるのかというよう

に思っているところではあります。

以上です。

**司会者：**それでは，証拠調べが終わりますと，今度，その証拠調べを踏まえて検察官，弁護士，それぞれが事件に対する見方，考え方，最終的には，どういう結論が妥当なのかという意見を伺う手続がございます。

このところも，検察官，弁護士からしたら，いわば見せ場の一つということになりますので，それぞれ御工夫を凝らされてるところかと思えます。

まず，検察官のほうから，何か論告の関係でお聞きになりたいという点があれば伺いたいと思います。

**大口検察官：**検察官としては，立証責任を果たせたのかどうかという，最後のところを皆さんに御理解いただくところであるので，本当に力が入ってるところなんですけれども，まず，大きく分けて，皆さんにお聞きしたいことと，特に2番さんにお聞きしたいことがありまして，まず，皆さんにお聞きしたいことは，論告メモ，私どもが書かせている論告メモの見やすさ，わかりやすさについての御感想。

それから，各事件について，求刑の年数を聞いたときの率直な感想をお聞きしたいと思っています。重いと思ったのか，軽いと思ったのか，それとも，こんなものだろうと思ったのかという程度でも結構ですので，それをちょっとお聞きしたいと思いますので。

2番さんに特にお聞きしたいのは，この事件，ちょっと特殊なのは，先ほど申し上げたように，審理対象は強盗致傷2件だけで，区分審理の中でたくさんのひったくりがあった，詐欺なんかも，覚せい剤なんかもあったわけなんですけれども，その区分審理された，何件もあるひったくりというものが御自身のこの中の量刑を決めるのにどの程度の重みがあったのかどうか，それをちょっとお聞きしたいのと。

2番の方の事件の論告が，何か知りませんが，めちゃくちゃ長いんですよ。ものすごい，4枚も5枚もあるんですけども，これについての感想。これ

は最初、皆さん全員に向けての感想と重なるんですけども、ちょっとその点が長すぎて理解できなかったんじゃないかとか。逆に、ちょっと見ると、裁判の途中で争点がふえたのかなという印象がちょっとあるんですけども、冒頭陳述と違うことが入ってるので、ちょっと、その点も何かあったものがあれば教えていただきたいなというところです。

**司会者：**それでは、まず全体の御質問についてお聞きをした上で、2番の方には個別の御質問にお答えいただくということにしたいと思っております。

それでは、まず1番の方、論告メモの見やすさ、見やすいものかどうだったかという点と、あと、恐らく求刑というものを耳にされるのは生涯で初めてのことだったと思うんですが、その年数を聞いたときの率直な感想、この2点についてお話を伺えますでしょうか。

**裁判員経験者1：**検察官のメモは見やすいなと思いました。

求刑については、求刑自体が普通どれぐらい、この事件で下るのかというのがまずわからないので、長いとか短いとかを感じる前に、こういうものなのかというのが一つ自分の中の土台になったというか、そういう感じで受けとめたように思います。

**司会者：**それでは、2番の方。司会者のほうで補充をいたしますと、2番の方が御参加された事件で、検察官の論告メモはA3用紙で5枚にわたる、相当長いものであったというふうに承っております。

それでは、質問の前半のところですね、論告メモが見やすいものだったのか、わかりやすいものだったのかということと、あと、求刑の年数を聞いたときの率直な感想を教えてくださいなと思います。

**裁判員経験者2：**先ほどもちょっと申し上げたんですけども、強盗の定義というか、何が強盗なのかということが途中でやはり大きな問題になってきたので、その点について、かなり細かい説明が必要になったということなので、この資料そのものが特に必要以上に長いということではなかったと記憶しています。

やはり、犯意の問題ですね、いつ発生したかという問題があったので、これ

についてはかなり細かいところまで詰める必要があったんじゃないかという点で、特に長いとは思わなかったです。

求刑なんですけど、求刑でなぜこの年数になったのかということは、僕個人の意見としては根拠がよくわからないということですね。何がこの数字になったのかがよくわからなかったということです。

以上です。

**司会者：**同じ質問になりますが、3番の方、いかがでしょうか。メモの見やすさ、それから求刑を聞いたときの第一印象ということですが。

**裁判員経験者3：**私も、メモは見やすかったと思います。

求刑も、私も年数とかがわからないので、今まで話し合ってきたことはいろいろ事実とか主張とかに基づいて話し合ってきて、じゃあ、量刑は何年かになったときはまた話が別というか、そこでどうしたらいいのかちょっとわからなかったです。

**司会者：**同じ質問になりますが、論告メモの見やすさ、求刑の印象、4番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**メモのほうなんですけど、ぱっと見て必要なことがちゃんと書いてあって、見やすかったと思います。

求刑に関してなんですけど、自分の場合は比較対象が最初から書いてあって、確か、最後に聞いて、メモるという形になってたと思うんですけど、それで聞いて、似たような比較対象を見て考えると、それぐらいなのかなというのはありましたね。

以上です。

**司会者：**比較対象というのは共犯者のことですね。

**裁判員経験者4：**はい。

**司会者：**2番の方の区分審理の関係は、ちょっと評議にかかわりますので、評議のところでもまとめてお話を伺うことにして、ここでは、対抗する弁護士の方のほうから弁論についての御質問等があればお聞かせいただければと思います。

**野澤弁護士：**弁護士のほうからは、弁論メモは1番の方ですと、A4一枚ということだと思っておりますが、これが見やすかったかどうかを聞いても仕方ないと思っておりますので、内容として足りない、もしくはわかりにくいという部分がなかったかどうか。

2番の方については、A3一枚物でかなり、それなりに書いてある、これはちょっと何を使ってるのかわからない、パブリッシャーなのかもしれないんですけども、見やすかったかどうかと、あと内容として過不足なかったかどうか。

3番の方は、パワーポイント、先ほどと同じようなものを使われているということなんですが、これに関しての御意見と、4番の方も同じようにメモを出されていると思うんですが、それがわかりやすかったかどうかをまず1点聞きたいなということですね。

あとは、4番の方に関しては、弁護人のほうで、弁護人側からの量刑についての発言があったかと思うんですが、それについては、それがあってわかりやすかったのか、考えるときに題材として使いやすかったのかどうか。

あとは、ほかの1番から3番の方に関しては、そういった量刑についての発言は恐らくなかったのかなとは思っておりますが、それがどうだったのかということについてお聞きしたいなと思います。

**司会者：**それでは、また順番で恐縮ですが、今度は弁護人のつくった弁論メモですね、これはシンプルなものからいろんなものまであるようですし、あと、先ほどお話にあったとおり、弁護人のほうから何年が相当だという意見を言う場合と言わない場合がございます。

この点について、まずメモが適切なものだったのかどうかという点と、それから弁護人のほうから相当する年数を言うことがどうだったのか。言わないということはどうだったのか。もし、言われていたらどうだったのか。もし、言われてない方については仮定の話なので、その2点について御感想をいただければと思いますので。1番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 1**：弁護人の方のメモは、同じ A 4 でも情報量が、すごく紙面上では少ないので、わかりにくいかなというのがありました。

求刑については、私の担当させてもらった事件では、弁護人の方から特に求刑の話はなかったんですけども、やっぱり検察官の方から出た求刑が議論の中でも土台になってしまって、それから、その求刑の年数からどうするのかみたいなものがやっぱり最後までつきまとうというか、あったので、弁護人の方からも、もし求刑の話を聞けていたら二つを比べてどうなのかというのが判断できたので、そっちのほうが、私はやりやすかったのかと思います。

**司会者**：同じ点ですが、2 番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 2**：この弁論メモは、ポイントが二つあって、一つは強盗に該当するかどうかというところと、もう一つは被告の更生の可能性なんですけど、実際、このメモだけ見ると、法廷で話された内容で力を入れてるところというのは今のこの 2 点なんですけど、メモだけ見るとあんまりそのところが強調されたように見えないという感じですね。

ですから、やはり、このメモがあっても実際にお話をされて、意見を耳で聞くとかなり印象が違うという気がしました。

このメモがあって、特に求刑に対する相違は出なかったんですけど、それだからちょっとそれは少ないという、できるだけ少なくというのはあったので、その点の主張でいいのではないか。特にそれじゃなくてもよかったというふうには考えています。

**司会者**：3 番の方、いかがでしょうか。同じ質問でございます。

**裁判員経験者 3**：最初の冒頭陳述のときのメモと、内容はほとんど同じで、特に新しいことが書いてあることはなく、争われているところをすごく主張するというよりは、被告人の方に対して同情的に、更生できるように量刑を軽く、量刑軽く更生、これからの人生のためにというようなお話が中心だったと思います。

弁護人からの求刑があって、よくテレビですか、見てて、あいだをとる感じ

なのかなというふうに思いました。

**司会者：**それでは4番の方，4番の方の事件については弁護人が具体的に，弁護人の立場からするとこの年数が相当なんじゃないかという御意見が出されていたようでしたが，その点も含めて，弁護人の弁論メモについての印象を伺いたいと思いますけれど。

**裁判員経験者4：**弁論メモのほうなんですけど，被告人側が主張したいことがはっきりと書いてあって，非常にわかりやすく，量刑に関することに関しては，ほかの共犯とのバランスとか，あと，今回かかわった事件に関しては，強盗致傷の中でも重いものではないんだというのはよく言っていたという，何か強調していたような記憶はありますね。

あと，その結果，年数を言われたんですけど，余りにも差が，検察側と弁護側の差があり過ぎて，ちょっとびっくりしたというのはありますね。

そんなところでしょうか。

**司会者：**ありがとうございます。

論告弁論について，そのほかお聞きになりたいところはございますか。

**大口検察官：**このあと，評議のところ結構なんですけども，先ほど2番さんが言われた求刑の根拠がよくわからないということと言われたので，それに関連して，2番さんの事件の判決は，書き方を見ると強盗致傷2件でこんなもの，それに加えて，ひったくりを加えるとこんなもの，覚せい剤なんかはこんなもので，じゃあ，こんなものやろうというような書き方がしてあるんですが，多分，これ裁判のこれまでの一般のやり方からすると結構特殊なやり方だとは思いますが，求刑もそんなふうにしたほうがやっぱりわかりやすかったのでしょうかというところをまたちょっと感想を聞いてみたいと思います。

**裁判員経験者2：**正直言って，そういう話のほう素人目には説得力があると考えています。そうしないと，何を基準にしているかわからないので，この罪の上限はここまでの年数やとかというのがあわけですから，その場合に，この場合だったら，その上限までの間のこのぐらいですよというのがあったほうが，

本当の罪を一つにする場合は、そういう一つの根拠として目安があったほうが  
いいとは感じるんですね。

**司会者：**ありがとうございました。

それでは、話が徐々に評議のほうに入ってまいりましたので、恐縮ですが、  
初めに評議全般について、裁判官からの立場から御質問をいただいた上で、そ  
れぞれ個々関心の強い場所についての御質問をさせていただければと思いま  
す。

**坪井裁判官：**それでは、まずお伺いしてみたいことは、実は今、裁判所のほうで  
は、この裁判員裁判の日程というものが、だんだん最初やってたころよりも長  
くなってきているんじゃないかということが問題になっておりまして、その中  
でも評議の時間というのが、だんだん、年を追うごとに長くなっている。

皆さんの参加された事件を拝見させていただいても、一番短かった3番さん  
の事件の中でも4日、一番長かった4番さんの事件ですと、足かけ3週間とい  
うんですか、2週間に加えて、その次の週の月曜日に判決という、そういう日  
程で、すごく長くなっていますんですが、評議が長くてしんどいんじゃないか、  
裁判官、もうちょっとてきぱきとやれるんじゃないのかというあたりの辛口の  
御意見があればぜひお伺いしてみたいところでございますが、いかがでしょ  
うか。

**司会者：**これについては、また順番にお話を伺えればと思います。

評議の時間がボリュームとして妥当だったのかという問題と、あと、進行に  
ついて何か工夫する余地がないかと。評議についての感想をいただければと思  
います。いかがでしょうか。

**裁判員経験者1：**時間は妥当だったのかなと思います。

皆さんから意見を聞くのも、そんなにせかされる印象もなく、一人一人ゆ  
っくり考えて話できるように進めてくださったというのもあるのと、説明もき  
っちり時間を取って、駆け足とかにならずにやっていただいて、うまく話が進  
めていったのかなという印象があるので、特に時間が長いとか短いとかという

のは思いませんでした。

**司会者：**2番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**例えば強盗致傷の場合に，強盗で相手が死んでしまった場合と  
いうのがありますね，被害に遭って。亡くなってしまった場合と比べて強盗致  
傷はそれより重いということはある得ないのかなという，一般的な考えがある  
んですけど，そうすると，相手が亡くなったときにはどのぐらいの判決が下っ  
てるのかというのはよくわからないのでね，素人ではね。そういうのもありま  
すんで，今回は罪なんですけど，仮に一つの罪だけで判断する場合は，例えば  
求刑にしても判決にしても，今まではこれぐらいの罪でこのぐらいの求刑にな  
っているという，ある程度の目安があったほうがいいかなという感じがしまし  
た。

時間の取り方等はこれでよかったというふうに考えてございます。

司会の裁判官の運びもよかったというふうに考えております。

**司会者：**3番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**私も，4日間で，特に長いとは思いませんでした。

被告人と被害者の言うてはることが違うのをみんなで，ちょうど同じ背の高  
さの方が二人いらっしやったので，本当にこの状況でそういうことができるの  
か試してみて，そういう時間もあつたし，裁判官の方も上手に進めていただい  
たので，特に長すぎるということはないです。

**司会者：**4番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**評議の時間は妥当だったと思います。日程は確かに長かったん  
ですけど，必要であつたと思います。

評議の話だと，裁判官や裁判長の人たちが間を持ってくれて，非常にスムー  
ズにいったと思います。

罪の重さを決めるときに，一番重いやつから考えて，そこからどのぐらいや  
という仕方を取つたと記憶してるんですけど，そのやり方じゃないと多分この  
スピードでは無理だったんじゃないかなというのはありますね。

以上です。

**司会者：**それでは、今度は個別の話になって恐縮です。

先ほど来、2番さんにいろいろ質問が集中して申しわけないんですが、特に多数の事件を裁判官だけで審理した区分審理が横にあって、実際に中身の証拠に触れた事件が強盗致傷2件で、最後には全部まとめて量刑を検討すると、こういう、ある意味特殊な事件というふうになったかと思うんですが、そのときの評議の仕方、例えば戸惑いがあったとか、あるいは、こういうやり方もあったのかなというようなお気づきの点、あるいは御感想などがあればお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**今回の事件で、最初は強盗致傷が一番重いだらうという話だったんですけど、それ以外に幾つか、これはやっぱりやったことの中で、特にこれについては一言言っておかなければならないなというような問題が幾つかあって、それはたとえば道交法の問題とかあって、これは少し悪質だらうと。あるいは、覚せい剤の問題もやっぱり言っておく必要があるだらうと。

それは、単にこれも悪い、あれも悪いじゃなくて、そういうものもこの件の中でこのぐらいの重みがありますよという、そういうメッセージがあると思うんですね。

だから、単に数字がこうだということの中で言ったというだけではなくて、今回は強盗致傷が裁判で一番重いところなんですけども、そこから始まって、あとはパッケージじゃないですけど、数でこうしたというんじゃないで、特にこれとこの問題は被告に反省してくださいという裁判員のメッセージ性というのはここにはあったわけですね。

ですから、単純に数字の積み重ねということではなくて、評議の中でこの問題とこの問題は、やっぱり特に重く取り上げたほうがよかったと。それは、今の裁判官による公判の中で審理されてますから、全く裁判員は触れることができなかつたわけですね。ですから、判決文にこれだけはちょっと書いてくださいというところがあったので、こういう書き方になりました。

判決文で読むと、この年数の中にこれとこれがこんだけ入ってますよという読み方もできるんですけど、でも、裁判員の立場からすると、そうじゃなくて、裁判員はこのところを実は特に反省してくださいというところがあるので、最終的にはこういう書き方になっているというふうに理解をしております。

以上です。

**坪井裁判官：**よく区分審理の事件のときには、部分判決のところでは審理された事件については、審理には裁判員の方はかかわりはできないわけなんですけれども、評議をする際には全部の犯罪について評議を決めなければいけないわけなんで、その審理にかかわりなかったということが評議になった際にやっぱり差し支えになって、あ、やっぱりこれは審理にもこの事件は加わっておいたほうがよかったなと思われることはなかったかというのを伺いしてみたかっのと、あと、4番さんの事件は逆に、全部の事件に審理に入られたんですけれども、2番さんと同じように、これはもう来んでよかったんじゃないのかなというふうなのはないかというのは、そのあたりを比較してお伺いしてみたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**司会者：**まず、じゃあ2番の方に、他の事件の審理に加わりたかったなというふうな御感想があったのかどうか。

**裁判員経験者2：**示された事実でこの事件はこういう事件でしたという説明が比較的わかりやすかったので、それについては特に事実の認定とか、あるいは証拠とかに立ち入らなくても、最終的に認定された事実を聞いて判断できるので、ここの審理でよかったなと考えています。

以上です。

**大口検察官：**区分審理の事件の中で、例えば、被害者の調書読んでたら話が変わったかもなんていう瞬間はなかったというか、この事件の被害者の調書読んでみたいとか、という思いは特段なかったですかね。

**裁判員経験者2：**そこまで必要かと言われたら、今回は強盗が一番重いので、それ以外にこれが読みたいなというところまではいかなかったと理解していま

す。それは、ほかの方はちょっとわからないですけど、僕自身はそうでした。

**司会者：**逆に、4番の方にお伺いしたいのは、多数の事件がありますけども、裁判員でやらなきゃいけないのは強盗致傷2件だけで、そのほかの、例えば恐喝とか強盗は、もし、やろうと思えば裁判員だけで審理をして事実認定をした上で、最後に量刑の段階だけで併合するというやり方も手続としてはあり得たんですね。

そこで、質問の趣旨としては、こんなたくさんあるのなら、もう少し裁判員のほうで整理して審理しといてくれたほうが楽だったなというような御感想をお持ちなのか、あるいは、やっぱり、事件全部、証拠まで見たからこそ、何て言うか、被告人の人となりというか、全体の行動パターンというか、そういうのがわかるというような感想をお持ちなのか。

これも仮定の質問で申しわけないんですけども、その点について何か御感想があれば聞かせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**自分としては、全部をやってよかった、このやり方でよかったと思ってますね。

やっぱり、さっき言ったんですけど、被告人の性格とか行動パターンとか、なぜ、こう至ったのかとかいうのが、やっぱり事件を追うごとに理解が進むんで、全部やって正解やったんじゃないかなというのはあります。

**司会者：**ありがとうございました。

そのほか評議に関して、あるいは判決書きについても結構ですが、何かございませんでしょうか。

**野澤弁護士：**弁護士のほうからなんですけれども、それぞれ最後の弁論の中で、本人の反省だとか、こういう量刑の事情があってということの主張があったと思うんですが、その中で、評議の中でこの弁護人の主張というのが、どの主張が取り上げられて、最終的にこれは取り入れられないよねというような、もし情状に関する事情があれば教えていただきたいというのと、特に、あとは3番さんなんですけれども、冒頭陳述でも話があったと思うんですが、本人が暗や

みの中にいて、そのあと、立ち上がろうとしていたんだというような、そういった主張が出てきているかとは思いますが、そこに関して、評議で恐らくはそれを排斥したような評議の内容になったと思うので、具体的な話は守秘義務とかの関係があるとは思いますが、弁護人の主張との関係で、ここの部分は評議で取り上げられなかったというものがあれば教えていただければと思います。

**司会者：**御質問としては、弁護人の主張について、例えば、これはちょっと自分の胸に響かなかったんじゃないか、あるいは、ちょっと無理があったんじゃないかというようなお気づきの点があればお聞かせをいただきたいというような程度の質問として承っておきたいと思います。

これは、また順番に1番さん、2番さんと聞いて、4番さんで、最後に3番の方から御感想をいただきたいと思います。1番の方についてはいかがでしょうか、弁護人の主張で感想があれば、お聞かせいただければと思います。

**裁判員経験者1：**ちょっと難しいんですけど、被告人が、共犯者がいて、その共犯者が罪を認めてない人もいてるけど、この被告人は早く罪を認めて、その事件の内容を真っ先に話したので、事件が早く解決しましたというようなことをおっしゃったことに関しては、それは本当に事実だと思うので、参考になったというか、なんですけど、法廷で弁論メモにも書いてるんですけども、反省してるのでという、すごく反省をしていますということに関しては、曖昧というか、それはそうなのかもわからないけど、そうじゃないかもしれないというがあるので、評議の上でもあんまり話が出なかったような気もするんですけど、ちょっと質問難しくて、すみません。

**司会者：**2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**弁護人の方の主張は最初から最後まで、先ほどの強盗に関する問題であったので、その点はもうはっきりしていたんですけども、先ほどの1番さんがおっしゃられたように、本人がそれを認めているかどうかという点で、それについてはこちらも被告に対する印象と言うんですかね、それが弁護人に

よって補強されたというか、本人がそれを認めてるんだということをはっきり主張されてるんで、その点については弁護人の役割というのは大きいなというふうには思いました。

でも、強盗であったかどうかというところを弁護人が完全にこれを切り崩すというんですか、否定できるとこまで説得できたかというところ、そうではなかったというのが今回の判決なので、その点はちょっと難しいなと思います。

以上です。

**司会者：**4番の方はいかがでしょうか。弁護人の御主張として、これは納得できるな、できないな、御感想があればお願いします。

**裁判員経験者4：**ちょっと確認してみたい思い出したんですけど、この人がかかわったから重い事件になったとか、重くならなかったとか書いてあるんですけど、結局、それは結果であって、被告人自体が将来、再犯するかと、同じことを繰り返すかという判断というか、その辺の判断ですね。があって、難しかったっていうのもありますね。

あとは、大体問題はなかったと思います。

**司会者：**それでは、3番の方から、司会者のほうから補充をいたしますと、3番の事件での弁護人の御主張というのは、生まれてから事件に至るまで、どこで生まれてどういう生活を送って、簡単に言えば、比較的順調にいったんだけど、幾つか不運な出来事があって、気の毒なものがき苦しんだ3年だったと、そんな表現を使って弁護を繰り返したということになるわけですが、この主張についての御感想をいただければと思うんですけど。

**裁判員経験者3：**弁護士の方に対して悪い印象があるとか、そういうわけではなく、今回の裁判に関しての弁護人の方の主張の仕方が、挫折って書いてあるんですけど、そんなに珍しい挫折ではないというか、不幸は不幸だとは思いますが、自分の力で何とかなるんじゃないかって一般的に思う方が多いんじゃないかっていうような内容だったので、それよりも、それだったらこの被告人の弱さをもっと認めて、本当は弁護人ももっとこうしなければならぬと思

ますっていう方向から言ってきていただいて、それでも更生のために何とかっていうふうに訴えかけられたらと思うんですけど、何か不幸だっということも前面に押し出されてて、最後のときに、このもがき苦しんだ3年間を新たに生まれ変わってするのではなく、この3年前か何かに戻りたいっていうふうなことを、何年前だったか忘れたんですけど、この時点にもう一度戻りたいって言われたんですけど、それは何か違うんじゃないかなって。その前にも覚せい剤されてた時期もあったし、それちょっとおかしいんじゃないかなっていうのもありました。

訴えかけ方をもうちょっと別の切り口で言うてきていただいたらもう少し、みんなが思うこの人の弱さは皆で認める、そのあと、でも更生もできる形で考えていけたらっていうふうにできたらもう少し、量刑に関してはちょっとわからないですけども、印象が違ったのかなと思います。

**司会者：**最後に、それぞれ裁判員の方には守秘義務という形で評議の経過について他の方にお話をしてはいけないという義務が課せられております。

これについての御感想、御意見、一言ずつお聞かせをいただければと思います。

1番の方、いかがでしょう。

**裁判員経験者1：**守秘義務については重く受けとめてはいるんですけども、職場に裁判員で参加してる間、1日通って、また裁判員に戻ってとかいうときがあったんですけど、やっぱり、職場の人たちもそれはわかっているんで、余り突っ込んで聞かれることもなく、特にそれでしんどい思いすることもそんなになかったです。

**司会者：**2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**1番さんと同じで、やはり裁判所のほうが守秘義務がありますよというふうにアナウンスしていただいているので、僕らから特に守秘義務がありますということなく、皆さんが気を配ってくださったという点では、やはり、これは重要だなというふうに思いました。

以上です。

**司会者：**3番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**守秘義務で話せる部分と話せない部分というのは，裁判で出てきた話は話しても大丈夫っていう説明をしてもらってすごくわかりやすかったです。

**司会者：**4番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**裁判官のほうから，一応，これはOK，これはあかんみたいないろいろ話は聞いて，あと，自分としては裁判員やったよぐらいしか言えてないっていうのが現状ですね。

だから，やっぱり具体的にどうやったんとか言われても，やっぱり守秘義務ですと言うしかなくて，やってない人にとっては，ぱっとしないっていうものなのかなというのはありますね。

**司会者：**ありがとうございました。

本日はそれぞれ事件ごとの特性に応じたいろいろ，正に経験した方ならではの御意見を聞くことができたと思います。

本日いただいた御感想や意見を糧にいたしまして，さらに一層いい制度の実現を目指して，法曹三者としてもこれから頑張ってまいりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上で，意見交換会を終わりたいと思います。

以 上